

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

① 企業間の連携

当社は安全衛生基本方針「安全なくして作業なし 安全なくして企業なし」のもと、協力会社と一緒にした安全衛生活動に取り組んでいます。当社は協力会社とともに安全衛生協議会を組織し、協議会が主体となって、協力会社を対象にした職長・安全衛生責任者教育や各種特別教育、資格取得研修などを行っているほか、事業主を対象にした労務安全研修会を実施して、労働安全衛生法における事業者責任や建設業法遵守についての教育を行い、法令遵守の推進についても連携しています。施工現場の安全パトロールは特に重要と考え、協力会社と連携して建設現場内の危険有害要因の改善指導を定期的に行うことで、災害防止の徹底に努めています。

② IT実装支援

当社では、取引先との電子商取引システムを構築し、利用を推進しています。これにより、サプライチェーンの効率化を図るとともに、協力会社を含めた見積依頼から請求支払いまでの業務効率化を推進しています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、協力会社と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、労務費上昇分の影響を考慮するなど協力会社の適正な利益を含み、協力会社における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際には、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

協力会社への支払いは、全額現金払いとします。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな型」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、協力会社に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、協力会社に取引上一方的な負担を押し付けてないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当社は、経営の重要課題(マテリアリティ)に、安全で高効率な業務プロセスの実現を掲げ、課題解決活動の一つとして、「新菱冷熱 調達ガイドライン」を定めて取引先との適正な調達を推進しています。また、技能者の公正な評価のため、協力会社と連携し、建設キャリアアップシステムの普及も進めています。

2023年5月22日

(2025年9月1日 ひな形改訂による更新)

新菱冷熱工業株式会社

代表取締役社長 加賀美 猛